

四半期報告書

(第6期第1四半期)

自 平成23年3月1日
至 平成23年5月31日

株式会社トライステージ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	5
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1)株式の総数等	6
(2)新株予約権等の状況	6
(3)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4)ライツプランの内容	11
(5)発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6)大株主の状況	12
(7)議決権の状況	12
2 株価の推移	13
3 役員の状況	13

第5 経理の状況	14
----------	----

1 四半期財務諸表	
(1)四半期貸借対照表	15
(2)四半期損益計算書	16
(3)四半期キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	21

第二部 提出会社の保証会社等の情報	22
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年7月14日
【四半期会計期間】 第6期第1四半期（自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日）
【会社名】 株式会社トライステージ
【英訳名】 Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 妹尾 熊
【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】 03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】 代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】 03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】 代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期 累計(会計)期間	第6期 第1四半期 累計(会計)期間	第5期
会計期間	自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日
売上高(千円)	9,137,427	9,381,230	37,572,063
経常利益(千円)	801,598	593,581	3,237,135
四半期(当期)純利益(千円)	475,123	327,239	1,908,808
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—
資本金(千円)	630,799	633,937	633,702
発行済株式総数(株)	7,499,400	7,528,200	7,525,500
純資産額(千円)	5,957,615	7,574,158	7,396,956
総資産額(千円)	9,266,554	11,178,159	10,988,043
1株当たり純資産額(円)	794.42	1,006.12	982.94
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	63.37	43.47	254.10
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	62.27	42.99	250.43
1株当たり配当額(円)	—	—	20
自己資本比率(%)	64.3	67.8	67.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△362,599	△150,281	1,295,952
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△68,758	43,944	△3,481,471
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	313	△136,046	5,969
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,859,545	868,658	1,111,041
従業員数(人)	80	100	93

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数（人）	100
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数が当第1四半期会計期間において7人増加しましたのは、主としてダイレクトマーケティング支援事業の拡大に伴う新卒採用及び期中採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	前年同四半期比 (%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	8,417,573	5.0
合計(千円)	8,417,573	5.0

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	前年同四半期比 (%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	9,381,230	2.7
合計(千円)	9,381,230	2.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第1四半期会計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)		当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	1,433,247	15.7	1,588,866	16.9
株式会社レビショッピング研究所	1,131,481	12.4	1,453,726	15.5
ヤーマン株式会社	978,875	10.7	—	—
ガシー・レンカー・ジャパン株式会社	910,377	10.0	—	—

(注) ヤーマン株式会社及びガシー・レンカー・ジャパン株式会社は、当第1四半期会計期間において、販売実績の

総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災により打撃を受けるとともに、電力供給の制約やサプライチェーン立て直しの遅れ、原子力災害及び原油価格上昇の影響等により景気を下押しするリスクが依然として払拭できず、厳しい状況にありました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、その市場規模が拡大したことから伸長率は鈍化傾向にあるものの、総体的には拡大基調が続いておりましたが、東日本大震災以降、個人消費の状況同様に、ダイレクトマーケティング市場も不安定な状況が続きました。

このような市場環境下、当社においては、前事業年度に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は9,381,230千円（前年同期比2.7%増）、売上総利益は963,657千円（前年同期比13.9%減）となりました。販売費及び一般管理費は372,204千円（前年同期比16.0%増）となり、その結果、営業利益は591,452千円（前年同期比25.9%減）、経常利益は593,581千円（前年同期比26.0%減）となりました。また、税引前四半期純利益556,104千円（前年同期比31.0%減）から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計228,865千円を差引後、四半期純利益は327,239千円（前年同期比31.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して190,116千円増加し、11,178,159千円となりました。

流動資産については、前事業年度末と比較して月次売上が増加したことにより売掛金残高が455,667千円増加し4,623,437千円となり、一方で現金及び預金が292,382千円減少し6,268,658千円となったこと等により、前事業年度末と比較して159,361千円増加し10,909,857千円となりました。

固定資産については、前事業年度末と比較して30,755千円増加し268,302千円となりました。

流動負債については、月次の仕入額の増加により買掛金が283,159千円増加し3,149,999千円となったものの、法人税等の支払いにより未払法人税等が308,708千円減少し228,691千円となったこと等により、前事業年度末と比較して31,168千円減少し3,532,027千円となりました。

固定負債については、前事業年度末と比較して44,082千円増加し71,973千円となりました。

純資産については、四半期純利益327,239千円計上した一方、配当金の支払が150,507千円発生したこと等により、7,574,158千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は前事業年度末から242,382千円減少し868,658千円となりました。当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において、営業活動に使用した資金は150,281千円（前年同四半期は362,599千円の使用）となりました。これは主に税引前四半期純利益556,104千円を計上したことに加え、業容の拡大により仕入債務が283,159千円増加した一方、売上債権が455,667千円増加し、法人税等の支払いが528,751千円発生したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において、投資活動によって獲得した資金は43,944千円（前年同四半期は68,758千円の使用）となりました。これは事務機器、サーバー等の有形固定資産の取得及び定期預金の払戻しによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において、財務活動で使用した資金は136,046千円（前年同四半期は313千円の獲得）となりました。これは主に配当金の支払等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務機器	—	5,793	230	6,023	100

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. リース契約による賃借設備はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成23年5月31日)	提出日現在発行数（株） (平成23年7月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,528,200	7,528,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,528,200	7,528,200	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数（個）	278（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	83,400（注）1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	174（注）3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 174 資本組入額 87 (注) 5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）6

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権行使できないものとする。

- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

② 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数（個）	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,400（注）1,4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	174（注）2,4
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 174 資本組入額 87 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

（注）1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
 - ② 新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点での①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
 - ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権行使できないものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
4. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

5. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

③ 平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数（個）	49（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,700（注）1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	557（注）3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 557 資本組入額 278.5 (注) 5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）6

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日 (注)	2,700	7,528,200	234	633,937	234	623,937

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,524,700	75,247	—
単元未満株式	普通株式 700	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	7,525,500	—	—
総株主の議決権	—	75,247	—

② 【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社 トライステージ	東京都港区 芝公園2-4-1	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月
最高 (円)	1,371	1,270	1,174
最低 (円)	770	1,130	1,120

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,268,658	6,561,041
売掛金	4,623,437	4,167,770
その他	95,061	103,016
貸倒引当金	△77,300	△81,332
流動資産合計	10,909,857	10,750,496
固定資産		
有形固定資産	※1 110,260	※1 82,685
無形固定資産	26,632	28,413
投資その他の資産	131,408	126,447
固定資産合計	268,302	237,546
資産合計	11,178,159	10,988,043
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,149,999	2,866,839
未払法人税等	228,691	537,400
その他	153,335	158,955
流動負債合計	3,532,027	3,563,195
固定負債		
退職給付引当金	30,057	27,891
資産除去債務	41,916	—
固定負債合計	71,973	27,891
負債合計	3,604,001	3,591,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	633,937	633,702
資本剰余金	623,937	623,702
利益剰余金	6,316,510	6,139,778
自己株式	△226	△226
株主資本合計	7,574,158	7,396,956
純資産合計	7,574,158	7,396,956
負債純資産合計	11,178,159	10,988,043

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
売上高	9,137,427	9,381,230
売上原価	8,017,976	8,417,573
売上総利益	1,119,450	963,657
販売費及び一般管理費	※ 320,820	※ 372,204
営業利益	798,629	591,452
営業外収益		
受取利息	2,960	1,999
その他	8	142
営業外収益合計	2,968	2,141
営業外費用		
支払利息	—	13
その他	—	0
営業外費用合計	—	13
経常利益	801,598	593,581
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4,209	4,031
特別利益合計	4,209	4,031
特別損失		
災害義援金	—	30,000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	11,508
特別損失合計	—	41,508
税引前四半期純利益	805,807	556,104
法人税、住民税及び事業税	283,227	224,991
法人税等調整額	47,456	3,874
法人税等合計	330,683	228,865
四半期純利益	475,123	327,239

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	805, 807	556, 104
減価償却費	9, 821	10, 581
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△4, 209	△4, 031
賞与引当金の増減額（△は減少）	45, 654	51, 898
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△57, 150	—
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1, 976	2, 166
受取利息	△2, 960	△1, 999
支払利息	—	13
災害義援金	—	30, 000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	11, 508
売上債権の増減額（△は増加）	△112, 160	△455, 667
仕入債務の増減額（△は減少）	299, 628	283, 159
未払消費税等の増減額（△は減少）	△55, 747	18, 709
その他	△199, 600	△95, 596
小計	731, 060	406, 848
利息の受取額	1, 226	1, 635
利息の支払額	—	△13
災害義援金の支払額	—	△30, 000
法人税等の支払額	△1, 094, 886	△528, 751
営業活動によるキャッシュ・フロー	△362, 599	△150, 281
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△68, 758	△6, 055
定期預金の純増減額（△は増加）	—	50, 000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68, 758	43, 944
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	313	469
配当金の支払額	—	△136, 516
財務活動によるキャッシュ・フロー	313	△136, 046
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△431, 044	△242, 382
現金及び現金同等物の期首残高	3, 290, 590	1, 111, 041
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2, 859, 545	※ 868, 658

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ2,656千円減少し、税引前四半期純利益は14,164千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は41,861千円あります。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、102,631千円であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、82,785千円であります。
2. 当座貸越契約	2. 当座貸越契約
運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。	運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。
当座貸越契約極度額 1,500,000千円	当座貸越契約極度額 1,500,000千円
借入実行額 一	借入実行額 一
差引額 1,500,000千円	差引額 1,500,000千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与及び手当 110,944千円	給与及び手当 132,136千円
賞与引当金繰入額 45,654千円	賞与引当金繰入額 51,898千円
退職給付費用 2,554千円	退職給付費用 3,086千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成22年5月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成23年5月31日現在)
現金及び預金 4,909,545千円	現金及び預金 6,268,658千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △2,050,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △5,400,000千円
現金及び現金同等物 2,859,545千円	現金及び現金同等物 868,658千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末（平成23年5月31日）及び当第1四半期累計期間（自 平成23年3月1日至 平成23年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,528,200株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 147株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月24日 定時株主総会	普通株式	150,507	20	平成23年2月28日	平成23年5月25日	利益剰余金

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間（自 平成23年3月1日至 平成23年5月31日）

1. ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時において未公開企業であり、付与時におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

当社は、当第1四半期会計期間においてストック・オプションを付与しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はダイレクトマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
1,006.12円	982.94円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 63.37円	1株当たり四半期純利益金額 43.47円
潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額 62.27円	潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額 42.99円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	475,123	327,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	475,123	327,239
期中平均株式数(株)	7,497,763	7,527,671
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	132,507	84,674
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月14日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月14日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第6期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月14日
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 獻
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役CEO妹尾勲及び代表取締役COO丸田昭雄は、当社の第6期第1四半期（自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。